



# 日本における社会的排除と日本版社会的企業の必要性

花田 昌宣

## はじめに<sup>1</sup>

日本における社会的排除に関する調査研究や社会運動は近年急速に進んだ。派遣村やホームレス支援もメディアが大きくとりあげ、社会的にも耳目を引いた。社会的排除はたんに経済的貧困だけを指すのではなく、労働、住居、教育、医療と福祉などの生活諸条件の劣化、そしてそれらへのアクセスの排除が、人間的な社会関係からの断絶、将来への可能性の喪失などの要因とあいまってあらわれる。

このレポートでは、詳細な展開は避けて、従来の研究や議論を踏まえて、論点を提示するにとどめる。

## 1 / 社会的排除される人の存在

社会的に排除される人々の存在は、いつの時代にも見ることができるが、その態様は時代や社会のあり方によって異なる。

歴史的にみたとときの社会的排除を上げてみれば、近世以前の身分制社会における周縁に位置した人々をあげることができる<sup>2</sup>、また近代化過程での「主要な生産関係」から排除された人々もあげることができる。それは戦前においてはたとえば賀川豊彦が描きかつかかわった人々であり、戦後期であれば特筆すべきルポルタージュ『日本残酷物語』全5巻（平凡社<sup>3</sup>）に描き出された人々であった。

## 2 / 社会的排除と今日の貧困

このような観点から見る時、日本の戦後高度経済成長過程は、経済の底上げが図られ、所得格差が縮小するとともに排除された人々の多くを社会内に取りこんできたプロセスといえることができる。しかし、高度成長期を支えた経済システムの原理および構成要素<sup>4</sup>は、この20年の長期不況の中で足元から崩されていった。

国際的規模での金融経済の規制緩和の進行とグローバル化の進展を背景として、バブル崩壊以降の経済不況の深刻化がすすんだ。また、労働法制の規制緩和をはじめとする一連

の自由化政策により、経済成長の回復は、雇用の不安定化とともに進むこととなった。

今日、派遣、パート、アルバイトなどの期限付き雇用など労働条件の悪化、雇用の質の劣化は、未曾有の規模で進んでいる。

## 3 / 今日の貧困の累積的因果連鎖と社会的排除

しかし、この過程で明らかになってきたことは、高度成長期とは異なり、こうした不安定層には社会的上昇の機会が極めて少なく、ワーキングプア層を形成するというものであった。さらに、ニートや引きこもりなどといった、非就労の貧困者（あるいは予備軍）の存在も目立つ<sup>5</sup>。

これらの、現代の貧困層は、もはや決して一時的なものではなく、個人のライフコースにとっても過渡的なものでもない。教育条件、住宅条件、雇用の条件などの劣化が累積的に進行し、いわば社会的に排除された層を形成しているといわざるを得ない<sup>6</sup>。

## 4 / 日本学術会議の提言

日本学術会議は、一昨年6月、「経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために」という提言書<sup>7</sup>を提出した。この報告は、現代の社会的排除といった現実に対して、政府に新たな総合的社会政策を提言したものであった。

雇用・労働のみならずひろく国民生活にかかわる社会的条件の悪化にたいして、政府の種々の施策の実施（緊急雇用対策、生活保護自立支援事業など）を評価する一方、「失業—雇用対策」「子ども—教育政策」といった単線型の対応や個別的諸施策では効果は限定的であり、もはや今日の課題にこたえることができず、教育、住宅から、福祉そして労働にいたる総合的な施策と行政諸機関の緊密連携が必要であり、中長期的視点にたつ社会保障・雇用政策を根本から立て直さなければならないとしている。

雇用と労働の関係でいえば、緊急雇用対策

など雇用機会の創出は、なるほど一定の効果をもたらしているとはいえ、さらに加えて、継続的・持続的な雇用・就労が必要なのである。つまり、種々の雇用施策によりいったん仕事を得たものの、期限が過ぎれば、やがてまた失職するのが常態化しており、安定雇用の創出が問われている。

## 5／貧困リスクと社会的排除層の形成

いっぽう、貧困リスクは、誰をも襲う可能性があるとはいえ、社会的排除にさらされている人々は、先に述べた貧困の累積的連関に巻き込まれやすいいくつかの条件を持っている。

それが、障害をもつ者であり、単親家族、刑余者、アルコール依存やドラッグ中毒からの回復者などである。このような貧困リスクのただなかにいる階層に対して、社会福祉的施策、社会的救済施策の対象と考えられた施策では、社会的排除からの脱出口は見いだせず、逆に固定化させてしまう恐れがある。

## 6／社会的排除とその対策：欧州の経験

現在、日本で我々が直面している失業率の上昇、長期失業者の増加、雇用創出政策のためと称した雇用の不安定化（雇用の個人化と呼ばれた）、不安定層の増大と固定化、これらの現象は、すでに欧州では1980年代末から経験していたことである。欧州レベルで積極的雇用政策（職業訓練、失業扶助：訓練とリンクした所得保障など）にも取り組まれていた。その一環としてなされていた政策の一つがソーシャルエコノミーの拡大であり、社会的企業制度もその一環であったといえる。外国人労働者、低学歴者、種々の社会的問題を抱えた青年層らの社会的排除に加えて、地域の再活性化や環境問題への取り組みなどを焦点にして進められた。

イタリアの社会的協同組合制度（1991年）やドイツの社会的企業、イギリスのCIC（コミュニティ利益会社）などいくつも例をあげることができる。欧州の社会的企業育成施策もまた各国ごとの歴史的経過や課題の相違などから、協同組合型（イタリア、フランスなど）、ソーシャルファーム型（イギリスなど）など多様である<sup>8</sup>。

また、障害者職業総合センターの欧州各国



韓国の障害者就労社会的企業（ソウル：木工製品）

調査によれば、それらは障害者の雇用と就労の機会の拡大に取り組み、成果も挙げているとのことである<sup>9</sup>。

## 7／韓国の社会的企業育成法とその課題

また、韓国においてもIMF経済危機以降の経済回復の過程で、社会の二極分化が進行するとともに伝統的な家族制度の崩壊が進んだ。そこで、社会的困難層（脆弱階層といわれる）の拡大が社会問題化し、そこに焦点を当てた社会的企業育成法が2007年に実施に移され、2010年10月ですでに406か所に上っている。これは、いわゆる就業困難層を対象とした政府の認証に基づく事業所支援施策であり、人件費・運営費補助、経営支援施策や公的調達に随意契約・優先購買などを骨子としている。実施後3年を迎えていくつかの課題も見えてきている<sup>10</sup>。

## 8／わが国における社会的排除と

### 統合施策の経験

わが国においては、戦後過程の中で社会的困難層を対象としたさまざまな施策を経験している。失業対策事業やターゲットを明確にした旧産炭地における雇用及び生活対策のための事業、さらに同和対策事業も上げることができ、これらは、一定の成果を上げてきたといえよう。一方、障害者の雇用と労働に対する施策は、福祉的就労と雇用労働に分断され、労働を通じた社会参加を支える政策が、競争的労働市場において耐えうる障害者にしか開かれていないという現実がある。

これらに関して政策上の改革の必要性が問われつつも、議論は進まず<sup>11</sup>、ようやく障害者制度改革推進会議およびそこに設置された

総合福祉部会で議論が始まったばかりである。その中では、社会的事業所制度の必要性、滋賀県など地方自治体の経験が取り上げられている<sup>12</sup>。

## 9 / 今日求められる施策と

### 社会的事業所の法制化

とはいえ、今日求められているのは、新たな状況に対応した長期的な視野にたった施策である。その意味で日本では未だ法制化されていない社会的企業を制度化することが求められ、社会的事業所促進法はその一環をなすものと考えられる<sup>13</sup>。

欧州の経験から、いわゆる積極的労働市場政策は、それ単独では、十全な成果を上げにくいこともまた、はっきりしてきた。加えて、日本においては、企業雇用が雇用全体に占める割合が国際的に見て高く、企業社会の脆弱化が雇用の縮小さらに不安定化につながる。国際競争にさらされた企業が、人員を削減し、人材派遣やパートアルバイトの活用による人件費の縮減が、業績向上につながりそれが資本市場で評価されるという倒錯した状況さえ生まれている。

こうした状況下では、必要な施策は、国家により「産」(労働)を授ける事業ではなく、また、就業困難層を労働市場に投げ込むことだけではない。むしろ、市民社会の中で、総合的な社会政策と持続可能な経済戦略が整合性をもって展開するために、社会的目的を有する主体を活性化させ、社会的排除の壁を打ち破っていくことでしかない。

現下の国際的経済情勢と企業戦略、財政危機を踏まえて、可能性のある政策として、障害者をはじめとする社会的に排除された人々の活力と可能性を発展させる方策が求められている。

社会的事業所(企業)はその一部をなす。つまり、国家依存ではなく、社会的目的をもった事業体、つまり社会的に有用な活動、社会的に有用な財とサービスの生産の主体としての事業活動を制度化することを通して、障害者をはじめとする社会的な困難を抱える人々の労働を通じた社会参加(ソーシャルインクルージョン)が保障されることになるであろう。

- 1 本稿は、2010年11月24日、衆議院第一議員会館国際会議室で開催された国会議員との日韓社会的企業セミナーでの報告資料を若干修正したものである。
- 2 最近の分かりやすいものとしては、奈良人権・部落解放研究所編『日本歴史の中の被差別民』(網野善彦ほか)新人物往来社、2010年3月
- 3 宮本常一、山本周五郎、揖西光速、山代巴監修『日本残酷物語』全5巻(1959-1960、平凡社、復刊1995年)
- 4 日本の企業主義、企業集団制度、護送船団方式に見られる日本独特の金融規制と窓口規制、海外依存度の低さ(国内開放率の低さ)、社会保障制度の充実と企業の福利厚生などをあげることができよう。
- 5 阿部彩「日本における社会的排除の実態とその要因」季刊『社会保障研究』43巻1号、2007年夏号
- 6 久米功一、大竹文雄ほか「非正規労働者における社会的排除の実態とその要因」(独)経済産業研究所ディスカッションペーパー10-J-25、2010年3月、『ワーキングプアに関する連合・連合総研共同調査研究報告書Ⅰ：困難な時代を生きる120人の仕事と生活の経歴』連合総研、2010年5月
- 7 日本学術会議社会学委員会経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会(委員長古川孝順)『経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために』2009年6月25日
- 8 OECD 編著『社会的企業の主流化「新しい公共」の担い手として』連合総合生活開発研究所 訳 明石書店、2010年7月
- 9 障害者職業総合センター資料シリーズNo.40『EU諸国における社会的企業による障害者雇用の拡大』2008年3月
- 10 第2回日韓社会的企業セミナー「社会的排除をなくし、社会的事業所(企業)をすすめる日韓の交流」(2010年11月20日~24日)資料集所収の韓国側研究者報告参照。
- 11 2004年、厚労省において「障害者の就労支援に関する省内検討会議」において、福祉的就労と一般雇用の関係を抜本的に見直し、「福祉的就労」という障害者を訓練に固定化する場を再編する政策案(同年7月)が打ち出されていたが、その年の秋には「グランドデザイン」が打ち出され、障害者の継続的就労を福祉的サービスの枠内におさめてしまうという政策(自立支援法体系)へと逆転した。
- 12 花田昌宣「日本における社会的経済の可能性と現実性」『生活経済政策』111号 2006年
- 13 障害者制度改革推進会議総合福祉部会第6回斎藤縣三委員提出資料、[http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2010/08/dl/0831-1\\_15-1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2010/08/dl/0831-1_15-1.pdf)

(本研究所研究員 社会政策)